

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	六ヶ所村 健康管理システム(母子保健) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

六ヶ所村は母子保健関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

青森県六ヶ所村長

公表日

令和5年8月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健関係事務
②事務の概要	母子保健法の規定に則り 母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付に関する事務 ②情報提供ネットワークシステムへの妊娠届データ提供 ③母子保健法による母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務 ④母子保健法による保健指導、健康診査、妊産婦・新生児・未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターが行う事業の実施に関する事務
③システムの名称	健康管理システム(母子保健)、番号連携サーハ、宛名システム、中間サーハ、電子申請サービス共同利用
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項、別表第一・第49項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二【情報照会事務】 1. 番号法第19条第8号、別表第二(56の2、69の2) 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令・別表第二省令第30条 【情報提供事務】 1. 番号法第19条第8号、別表第二(56の2、69の2) 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令・別表第二省令第30条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	六ヶ所村 子ども支援課
②所属長の役職名	子ども支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	六ヶ所村 総務課 デジタル化推進室
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附475番地 電話0175-72-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月28日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	六ヶ所村 総務部門 総務課 情報公開・個人情報保護担当	六ヶ所村 総務課 情報システムグループ 情報公開・個人情報保護担当	事後	
平成29年6月1日	評価書名	六ヶ所村 健康管理システム 基礎項目評価書	六ヶ所村 健康管理システム(母子保健) 基礎項目評価書	事後	
平成29年6月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	六ヶ所村は児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	六ヶ所村は母子保健関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
平成29年6月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム(母子保健)	健康管理システム(母子保健)、番号連携サーバ、宛名システム、中間サーバ	事後	
平成29年6月1日	3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一第49項	番号法第9条第1項、別表第一第49項(別表第二省令第40条)	事後	
平成29年6月1日	5. 評価実施機関における担当部署	健康課 課長 相内 綾子	課長 橋本 大策	事後	
平成29年6月1日	II しいい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成28年4月30日 時点	平成29年5月1日 時点	事後	
平成29年6月1日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成28年4月30日 時点	平成29年5月1日 時点	事後	
平成30年6月22日	3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一 第49項 (別表第二省令第40条)	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項、別表第一・第49項	事後	
平成30年6月22日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会事務】 番号法第19条7号、別表第二 56の二 【情報提供事務】 番号法第19条7号、別表第二 56の二	【情報照会事務】 1. 番号法第19条7号、別表第二 56の二 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令・別表第二省令第30条 【情報提供事務】 1. 番号法第19条7号、別表第二 56の二 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令・別表第二省令第30条	事後	
平成30年6月22日	5. 評価実施機関における担当部署	課長 橋本 大策	健康課長	事後	
平成30年6月22日	II しいい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成29年5月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事後	
平成30年6月22日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成29年5月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成30年5月1日 時点	令和元年5月1日 時点	事後	
令和2年4月17日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法の規定に則り 母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付に関する事務 ②情報提供ネットワークシステムへの妊娠届データ提供	母子保健法の規定に則り 母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付に関する事務 ②情報提供ネットワークシステムへの妊娠届データ提供 ③母子保健法による母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務 ④母子保健法による保健指導、健康診査、妊娠届の訪問指導又は母子健康包括支援センターが行う事業の実施に関する事務	事後	
令和2年4月17日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会事務】 1. 番号法第19条7号、別表第二 56の二 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令・別表第二省令第30条 【情報提供事務】 1. 番号法第19条7号、別表第二 56の二 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令・別表第二省令第30条	【情報照会事務】 1. 番号法第19条7号、別表第二(56の2、69の2) 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令・別表第二省令第30条 【情報提供事務】 1. 番号法第19条7号、別表第二(56の2、69の2) 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令・別表第二省令第30条	事後	
令和2年4月17日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和元年5月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年6月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法の規定に則り 母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付に関する事務 ②情報提供ネットワークシステムへの妊娠届データ提供 ③母子保健法による母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務 ④母子保健法による保健指導、健康診査、妊娠届の訪問指導又は母子健康包括支援センターが行う事業の実施に関する事務	母子保健法の規定に則り 母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付に関する事務 ②情報提供ネットワークシステムへの妊娠届データ提供 ③母子保健法による母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務 ④母子保健法による保健指導、健康診査、妊娠届の訪問指導又は母子健康包括支援センターが行う事業の実施に関する事務	事後	
令和3年6月9日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	六ヶ所村 健康課	六ヶ所村 子ども支援課	事後	
令和3年6月9日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	健康課長	子ども支援課長	事後	
令和3年6月9日	II しいい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和2年4月1日 時点	令和3年5月1日 時点	事後	
令和3年6月9日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和2年4月1日 時点	令和3年5月1日 時点	事後	
令和3年6月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会事務】 1. 番号法第19条7号、別表第二(56の2、69の2) 【情報提供事務】 1. 番号法第19条7号、別表第二(56の2、69の2)	【情報照会事務】 1. 番号法第19条8号、別表第二(56の2、69の2) 【情報提供事務】 1. 番号法第19条8号、別表第二(56の2、69の2) 2. 番号法第19条8号、別表第二(56の2、69の2)	事後	
令和4年6月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム(母子保健)、番号連携サーバ、宛名システム、中間サーバ	健康管理システム(母子保健)、番号連携サーバ、宛名システム、中間サーバ、電子申請サービス共同利用	事後	
令和4年6月15日	II しいい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和3年5月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和4年6月15日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和3年5月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和5年7月27日	II しいい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和4年6月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	
令和5年7月27日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和4年6月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	
令和5年7月27日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	六ヶ所村 総務課 情報システムグループ 情報公開・個人情報保護担当	六ヶ所村 総務課 デジタル化推進室	事後	